

務	00	10	1年
(令和7年3月末まで保存)			

備 二 第 4 1 号
令 和 5 年 5 月 8 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長
(新型コロナウイルス感染症対策本部長)

青森県警察新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について

本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に変更されたことを受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第21条第1項の規定に基づき、「政府対策本部」が廃止された。

これに伴い、本日、令和2年3月27日に設置した青森県警察本部長を長とする「青森県警察新型コロナウイルス感染症対策本部」（甲号体制）を廃止したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「青森県警察新型コロナウイルス感染症対策本部の継続について」（令和5年4月1日備二第1号）は廃止する。

(本件担当)
警備第二課災害対策室